

令和 6 年度

国営造成施設水利管理事業

用水計画検討業務（両総地区）

特 別 仕 様 書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和6年度 国営造成施設水利管理事業 用水計画検討業務（両総地区）（以下「本業務」という。）は、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書（案）によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、両総地区における過年度の調査検討結果を踏まえて、地区内水源である栗山川の重回帰モデルの検討、水収支計算及び栗山川河川流況の評価検討を行い、関係機関との調整に必要な情報を再整理するものである。

(場 所)

第1－3条

本業務において対象とする場所は、千葉県香取市他6市7町1村地内で別添施行位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1－4条

各地区の概要は次のとおりである。

【両総地区概要】

事業名 国営両総土地改良事業

事業工期 平成5年度～平成26年度

受益面積 12,720ha（水田 12,720ha）

取水施設 利根川両総水門、第2揚水機場・小堤寺方機場、山武東部支線機場、松潟用水機場、栗山川統合機場、その他栗山川取水施設（14箇所）

関係河川 一級河川利根川水系利根川、二級河川栗山川水系栗山川、二級河川一宮川水系一宮川

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- （1）受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木

		農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－7 条

担当技術者は共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(照査技術者)

第 1－8 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分 類	資 料 名	数量	備考
報告書	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画等検討その他業務	1 式	
報告書	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画等検討業務	1 式	
報告書	令和3年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画等補足検討業務	1 式	
報告書	令和4年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区営農状況等調査業務	1 式	
報告書	令和2年度 利根川水系土地改良調査管理 国営かんがい排水事業「両総地区」事後評価調査業務	1 式	
報告書	令和5年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画詳細検討業務	1 式	
報告書	令和5年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区流量観測等その2業務	1 式	
資料	両総地区調査用水水利使用協議図書（現行水利権）	1 式	
資料	両総地区事業誌	1 式	

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

(関連業務)

第2-4条

本業務と関連する業務は次のとおりであり、関連業務の受注者と連携し、互いに協力し、業務に支障を来さないよう業務を履行しなければならない。

なお、次に示す業務以外の関連業務が発生した場合、関連業務契約の都度、監督職員より指示する。

業務名	業務実施期間
令和５年度 国営造成施設水利管理事業 両 総地区流量観測等その３業務	令和６年４月～令和７年１月

第３章 作業内容

(作業項目及び数量)

第３－１条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目（設計業務）	数量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 地区内河川の河川流量評価検討	1 式	
3. 水収支計算による試算	1 式	
4. 地区内利用可能量の精査	1 式	
5. 用水諸元の精査	1 式	
6. 河川協議関係者説明資料の作成	1 式	
7. 作業項目の作成	1 式	
8. 点検照査取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第３－２条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (１) 本業務における各作業については、過年度業務の成果を踏まえて行うものとする。
- (２) 第２－１条、第２－２条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (３) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。
- (４) 計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。

(技術提案の履行)

第３－３条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第１－１１条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第４章 打合せ

(打合せ)

第４－１条

(１) 打合せ時期

共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手の段階
第 2 回	中間打合せ（水収支計算による試算の段階）
第 3 回	中間打合せ（用水諸元の精査段階）
第 4 回	中間打合せ（河川協議関係者説明資料の作成段階）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

（２）打合せ場所 WEB 会議（オンライン）による。

第 5 章 成果物

（成果物）

第 5－1 条

成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

（１）成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

（２）成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

（３）その他監督職員が指示するもの 1 式

（成果物の提出先）

第 5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

（契約変更）

第 6－1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

（１）第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

（２）第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

（３）第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

（４）履行期間の変更が生じた場合。

（５）関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。

（６）本業務での検討内容を踏まえて、利根川水系管内他地区の検討を行う必要が生じた場合。

（７）その他重要な変更が生じた場合。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業	本業務の実施に当たり必要な現地調査、資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
2. 地区内河川の河川流量評価検討	栗山川について、関連業務の流量観測結果を基に、重回帰モデルの見直しを行う。 その上で、重回帰モデルにより 30 ヶ年（平成 5 年～令和 5 年）及び 68 ヶ年（昭和 30 年～令和 5 年）の流量を再現して、1/10 確率の基準渇水量の算定を行う。	1 式
3. 水収支計算による試算	上記 2 及び過年度検討した「令和 5 年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画詳細検討業務」報告書結果を踏まえて、水収支計算（雨なし計算・雨あり計算）を実施し、最大取水量、総取水量等を整理する。 ・計算対象年：昭和 39 年、30 ヶ年（平成 5 年～令和 5 年）の 1/10 確率年、68 ヶ年（昭和 30 年～令和 5 年）の 1/10 確率年 その上で、次期水利権更新における課題を抽出し、次年度以降の検討方針を整理する。 また、利根川依存量は期別の瞬間最大取水量及び年間総取水量ともに現行水利権の範囲内とすること。 なお、水収支計算のプログラムについては、前回の河川協議資料より再現して使用するものとする。	1 式
4. 地区内利用可能量の精査	上記 3 を踏まえて、地区内利用可能量（地区内河川利用可能量、ため池利用可能量、反復利用可能量）の精査を行う。	1 式
5. 用水諸元の精査	県及び JA で作成された栽培暦を踏まえて、生育ステージごとの作期、かんがい期間、作付比率について精査する。	1 式
6. 河川協議関係者説明資料の作成	次期水利権更新のための河川協議関係者への説明資料及び気象条件等による緊急取水のための協議について必要な資料を作成する。 緊急取水のための協議資料は過年度発注者において作成した資料の補足修正を想定している。	1 式
7. 作業項目の作成	貸与資料及び上記 1 から 5 の成果を踏まえて、次期水利権更新協議実施のために令和 6 年度に必要な作業項目を作成する。	1 式
8. 点検照査とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。また、照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式